

# 資 料 編

## 〔防災組織・協力関係機関〕

### 防災関係機関の連絡先

#### 1 町

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩舟町役場	岩舟町大字静5132-2	(0282) 55-7751
中央公民館	〃 静2292-1	(0282) 55-2500
文化会館「コスモスホール」	〃 静2303	(0282) 55-7055
農村環境改善センター「こなら館」	〃 下津原1572-1	(0282) 55-7787
ふるさとセンター	〃 静和2379-2	(0282) 55-3208
旧母子健康センター	〃 下津原155	(0282) 55-2438
静和連絡所	〃 静和2228-2	(0282) 55-2030
健康福祉センター「遊楽々館」	〃 三谷1038-1	(0282) 54-3331

#### 2 消防組合

機 関 名	所 在 地	電話番号
佐野地区広域消防組合消防本部	佐野市富岡町1391	(0283) 22-4433
佐野消防署	〃	(0283) 23-9945

#### 3 指定行政機関

(消防庁応急対策室)

回線別	区分	平日(9:30~17:45)	左記以外
		※ 応 急 対 策 室	※ 宿 直 室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	8-048-500-7527	8-048-500-7782
	F A X	8-048-500-7537	8-048-500-7789

(注) 8は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

#### 4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
関東農政局栃木農政事務所	宇都宮市中央2-1-16	(028) 633-3311
宇都宮地方气象台	宇都宮市明保野町1-4	(028) 635-7260
関東財務局宇都宮財務事務所	〃 桜3-1-10	(028) 633-6221
関東運輸局栃木運輸支局	〃 八千代1-14-8	(028) 658-7011
栃木税務署	栃木市本町17-7	(0282) 22-0885
栃木労働基準監督署	〃 沼和田町20-24	(0282) 24-7766
宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町504	(028) 638-2181
栃木公共職業安定所	栃木市神田町8-5	(0282) 22-4135

## 5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊第3課	宇都宮市茂原1-5-45	(N T T回線) (028) 635-1551 (内線 535~538) (防災行政ネットワーク) 9-702-02 9-702-01(F A X)

## 6 県

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県総務部消防防災課危機管理・災害対策室	宇都宮市塙田1-1-20	(N T T回線) 028-623-2136 028-623-2146(F A X) (防災行政ネットワーク) 500-2136 500-2146(F A X)
栃木警察署	栃木市室町11-2	(0282) 25-0110
和泉警察官駐在所	岩舟町大字和泉1425-7	(0282) 55-2142
静警察官駐在所	〃 静1393-3	(0282) 55-2176
下津原警察官駐在所	〃 下津原447-1	(0282) 55-2069
小野寺警察官駐在所	〃 小野寺2130-1	(0282) 57-7733
栃木土木事務所	栃木市神田町6-6	(0282) 23-3433
下都賀農業振興事務所	〃 神田町5-20	(0282) 24-1101
佐野林務事務所	佐野市堀米町607	(0283) 23-1441
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	(0285) 22-0302
栃木県税事務所	栃木市神田町6-6	(0282) 23-3411

## 7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩舟郵便局	岩舟町大字静5144-4	(0282) 55-8810
静和郵便局	〃 和泉1407	(0282) 55-1200
新里郵便局	〃 新里19	(0282) 55-1350
宮の下簡易郵便局	〃 小野寺2253	(0282) 57-7241
N T T東日本(株)栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	(028) 662-4256
K D D I(株)小山通信センター	小山市神鳥谷1828	(0285) 28-5156
(株)N T Tドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	(028) 651-6084
東京電力(株)栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	(0285) 58-2217
J R岩舟駅	岩舟町大字静71	(0282) 55-2031
日本赤十字社栃木県支部事務局	宇都宮市若草1-10-6	(028) 622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	〃 中央3-1-2	(028) 649-6330

## 8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(社)栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	(028) 689-5200
(株)栃木放送	〃 本町12-11	(028) 622-1111
(株)エフエム栃木	〃 一条3-1-19	(028) 638-7640
(株)とちぎテレビ	〃 昭和2-2-2	(028) 623-0031
(社)栃木県医師会	〃 駒生町3337-1	(028) 622-2655
下都賀郡市医師会	栃木市境町27-21	(0282) 23-5626
大岩藤土地改良区	〃 壘岡459-2	(0282) 55-1357
東武静和駅	〃 静和2143	(0282) 55-2040

## 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
みかも森林組合	佐野市戸室町685-1	(0283) 62-0853
岩舟町商工会	岩舟町大字静5133-1	(0282) 55-4307
下野農業協同組合岩舟地区営農経済センター	〃 下津原462-1	(0282) 55-3211
岩舟町社会福祉協議会	〃 下津原155	(0282) 55-2438
佐野地区衛生施設組合	佐野市植下町2550	(0283) 24-8424
佐野地区衛生施設組合佐野斎場	〃 蕪川町578-1	(0283) 21-1551
栃木地区広域行政事務組合	栃木市入舟町7-26	(0282) 22-3535
とちぎクリーンプラザ	〃 梓町456-32	(0282) 31-2446
ケーブルテレビ株式会社	〃 樋ノ口町43-5	(0282) 25-1811

## 10 隣接市町

機 関 名	所 在 地	電話番号
佐野市役所	佐野市高砂町1	(0283) 24-5111
栃木市役所	栃木市入舟町7-26	(0282) 21-2224
藤岡町役場	藤岡町大字藤岡1022-5	(0282) 62-0900
大平町役場	大平町大字富田558	(0282) 43-9205

## 指定給水装置工事事業者一覧

指定番号	事業者名	所在地	電話番号
1	佐瀬設備工業	岩舟町大字静和2384	(0282) 55—2629
2	(有)ヤオトク	〃 静和2156	(0282) 55—2125
3	新井電機工業所	〃 静和2153—3	(0282) 55—2145
4	(有)静和建材店	〃 静和2149	(0282) 55—2664
5	(有)佐山設備	〃 静戸733	(0282) 55—4938
6	(有)池田冷熱	〃 曲ヶ島1392	(0282) 55—2831
7	(株)サルカン	大平町大字榎本919	(0282) 43—6191
9	小久保デンキ	岩舟町大字静885	(0282) 55—2534
10	安藤設備工業(株)	〃 静1317—4	(0282) 55—2882
11	小井沼電機商会	〃 静886	(0282) 55—2203
12	熊倉管工電設(株)	〃 静256—2	(0282) 55—3161
15	落合建設工業(株)	〃 静1756—2	(0282) 55—2270
16	(有)石川燃料店	〃 静840	(0282) 55—2019
17	(有)サガラ陶管	〃 静2402—1	(0282) 55—5485
18	(有)アスティ	〃 静2810—1	(0282) 55—7828
19	(有)青木商店	〃 下津原460—1	(0282) 55—2228
20	(有)松島設備産業	佐野市関川町872—10	(0283) 24—1855
21	(有)鍋山電気	岩舟町大字下津原155—30	(0282) 55—1212
22	大出設備工業(株)	〃 下津原576—1	(0282) 55—3503
23	(株)オノザワ設備	〃 豊岡391—2	(0282) 55—4838
24	広瀬電機商会	〃 新里40	(0282) 55—4618
25	大正設備工業	〃 新里1320	(0282) 55—4306
26	立木(高)商店	〃 小野寺2185—5	(0282) 57—7334
28	(株)廣瀬住建 岩舟営業所	〃 小野寺3770	(0282) 57—7152
29	青木設備工業(株)	佐野市朝日町853	(0283) 22—5077
30	(有)小荷田商店	岩舟町大字豊岡6	(0282) 55—2016
50	(有)大前設備	藤岡町大字大前39—1	(0282) 62—3173
51	(株)長工業	小山市大字羽川484—4	(0285) 22—4804
52	(株)二興	佐野市大橋町3239—8	(0283) 22—4844
53	(有)中村設備	大平町西水代1781	(0282) 43—3901
55	(株)オカベ住設	佐野市大橋町3220—11	(0283) 23—5186
56	(有)小野住設	藤岡町大字赤麻3480—1	(0282) 62—2980
57	(株)渡辺管工	小山市東間々田2—20—47	(0285) 45—0326
58	俊工設備工業(株)	壬生町本丸2—25—7	(0282) 82—3503
59	積和建設両毛(株)	佐野市大橋町3240—13	(0283) 23—9311
60	(株)小林鑿泉工業所	藤岡町大字新波1356	(0282) 67—2430
61	(株)トチナン	小山市大字乙女1339	(0285) 45—8352
62	(有)シライシ	藤岡町大字都賀1771—3	(0282) 62—3360
63	(有)タケシ工業	小山市大字神鳥谷291—1	(0285) 23—3592

64	(有)常陸商会	茨城県筑西市舟生273	(0296) 37—4506
65	(有)アイ企画	小山市大字南和泉1307—7	(0285) 28—3991
66	(株)アクア	〃 神山2—5—5	(0285) 27—8120
67	(有)石川設備工業	藤岡町大字赤麻4282—1	(0282) 62—3711
68	田村水道	〃 大字大前47—5	(0282) 62—1112
69	(有)藤沼管工業所	栃木市菌部町1—14—4	(0282) 23—8916
70	(有)阿部設備	佐野市浅沼町244—20	(0283) 23—3243
71	(有)関根総合設備	栃木市大皆川町426—1	(0282) 22—1937
72	(有)関口設備工業	〃 新井町675	(0282) 24—2325
73	金子商事(有)	藤岡町大字富吉1560—1	(0282) 67—3330
74	トリタ設備工業(株)	大平町大字西水代2767	(0282) 43—5211
75	関東アクアサービス(株)	茨城県筑西市関本中1062—1	(0296) 20—3330
76	(有)橋本設備工事	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3706	(0276) 88—4060
77	(有)山崎工業	藤岡町大字部屋1218	(0282) 67—2201
78	(有)砂永管工	佐野市七軒町2179	(0283) 22—0898
79	(株)山中設備工業	大平町大字北武井498—2	(0282) 23—3719
80	町田設備工業	佐野市堀米町3492	(0283) 23—9574
81	(有)藤野建設	岩舟町大字静955—2	(0282) 55—2603
83	(有)城南興業	佐野市富岡町1437	(0283) 22—1999
84	(有)早乙女管工	栃木市昭和町5—14	(0282) 22—3015
85	三柴設備工業	佐野市伊勢山町7—4—511	(0283) 21—8863
86	落合工業	上都賀郡西方町金井583	(0282) 92—7831
87	(有)渡辺設備店	栃木市嘉右衛門町4—3	(0282) 22—3909
88	(株)ユタカ設備工業	藤岡町大字都賀459	(0282) 62—4781
89	(株)川田組	鹿沼市茂呂2539—5	(0289) 76—1310
90	クズウ設備	岩舟町大字曲ヶ島1183	(0282) 55—5535
91	(有)オオツカ	藤岡町大字藤岡1384	(0282) 62—2156
92	関東設備工業(有)	佐野市犬伏新町2068	(0283) 23—0639
93	(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162—3	(0282) 48—1409
94	(有)カワダ住宅設備	佐野市田沼町499	(0283) 62—2833
95	(株)萩野電気	〃 葛生東2—3—16	(0283) 85—2130
96	(有)水工設備	小山市大字横倉新田426	(0285) 27—3922
97	(株)大幸工業	茨城県結城市大字結城13711	(0296) 33—5389
98	(株)須賀建設	小山市大字下初田1011	(0285) 37—1059
99	(株)福田土木	岩舟町大字静戸1796—2	(0282) 55—6867
100	(株)クラシアン 栃木支店	宇都宮市日ノ出1—11—1	(0286) 39—5611

## 排水設備指定工事店一覧

番 号	工 事 店 名	所 在 地	電 話 番 号
1	佐 瀬 設 備 工 業	岩舟町大字静和2384	(0282) 55—2629
2	新 井 電 機 工 業 所	〃 静和2153—3	(0282) 55—2145
3	(有) ヤ オ ト ク	〃 静和2156	(0282) 55—2125
4	(有) 静 和 建 材 店	〃 静和2149	(0282) 55—2664
5	(有) 佐 山 設 備	〃 静戸733	(0282) 55—4938
6	(株) サ ル カ ン	大平町榎本919	(0282) 43—6191
7	新 井 設 備	岩舟町大字静310—3	(0282) 55—3329
8	小 久 保 デ ン キ	〃 静885	(0282) 55—2534
9	安 藤 設 備 工 業 (株)	〃 静1317—4	(0282) 55—2882
10	小 井 沼 電 機 商 会	〃 静886	(0282) 55—2203
11	熊 倉 管 工 電 設 (株)	〃 静256—2	(0282) 55—3161
12	落 合 建 設 工 業 (株)	〃 静1756—2	(0282) 55—2270
13	(有) 石 川 燃 料 店	〃 静840	(0282) 55—2019
14	(有) サ ガ ラ 陶 管	〃 静2402—1	(0282) 55—5485
15	(有) 青 木 商 店	〃 下津原460—1	(0282) 55—2228
16	(有) 鍋 山 電 気	〃 下津原155—30	(0282) 55—1212
17	大 出 設 備 工 業 (株)	〃 下津原576—1	(0282) 55—3503
18	(株) オ ノ ザ ワ 設 備	〃 豊岡391—2	(0282) 55—4838
19	広 瀬 電 機 商 会	〃 新里40	(0282) 55—4618
20	大 正 設 備 工 業	〃 新里1320	(0282) 55—4306
21	立 木 (高) 商 店	〃 小野寺2185—5	(0282) 57—7334
22	青 木 設 備 工 業 (株)	佐野市朝日町853	(0283) 22—5077
23	(有) 浄化槽管理サービス	岩舟町大字静2274	(0282) 55—3839
24	(有) 船 田 興 業	〃 静3087—3	(0282) 55—1256
25	(有) 永 島 ク リ ー ン 企 画	〃 静和1727—2	(0282) 55—4602
26	(有) 早 乙 女 リ ー ス	〃 古江804	(0282) 55—5337
27	共 立 舗 道 (株) 岩 舟 支 店	〃 和泉1333—2	(0282) 55—3495
28	(有) 青 木 工 務 店	〃 静戸1276—3	(0282) 55—3825
29	荒 井 建 設 (株)	〃 静和2181—7	(0282) 55—2329
30	(株) 五 十 畑 組	〃 鷺巣45—3	(0282) 55—2072
31	大 島 建 設 工 業 (有)	〃 豊岡271	(0282) 55—3121
32	富 田 建 設 (株)	〃 静1871—1	(0282) 55—2710
33	(株) 福 田 土 木	〃 静戸1769—2	(0282) 55—6867
34	(有) 藤 野 建 設	〃 静955—2	(0282) 55—2603
35	(有) ア ス テ イ	〃 静2810—1	(0282) 55—7828
36	(株) 二 興	佐野市大橋町3239—8	(0283) 22—4844
37	(株) 長 工 業	小山市羽川484—4	(0285) 22—4804
38	(株) 高 橋 製 作 所	栃木市城内町2—7—58	(0282) 23—2525
39	(株) オ カ ベ 住 設	佐野市大橋町3220—11	(0283) 23—5186

40	(有) 松島設備産業	〃 関川町872—10	(0283) 24—1855
41	(株) 渡辺管工	小山市東間々田2—20—47	(0285) 45—0326
42	(有) 小荷田商店	岩舟町大字豊岡6	(0282) 55—2016
43	積和建設両毛(株)	佐野市大橋町3240—13	(0283) 23—9311
44	(有) 岩藤	岩舟町大字下津原502—2	(0282) 55—2169
45	(株) トチナン	小山市乙女1339	(0285) 45—8352
46	大橋設備工事	佐野市高萩町1056—272	(0283) 23—9633
47	(有) タケシ工業	小山市神鳥谷291—1	(0285) 23—3592
48	小玉電設	芳賀町祖母井342	(028) 677—2179
49	(株) 小林鑿泉工業所小山支店	小山市寒川1715	(0285) 38—1845
50	瀬下建設(有)	岩舟町大字和泉1319—2	(0282) 55—8333
51	(有) 小野住設	藤岡町赤麻3480—1	(0282) 62—2980
52	(有) 石川設備工業	〃 赤麻4282—1	(0282) 62—3711
53	(有) 藤沼管工業所	栃木市菌部町1—14—4	(0282) 23—8916
54	(有) 阿部設備	佐野市浅沼町244—20	(0283) 23—3243
55	(有) 関根総合設備	栃木市大皆川町426—1	(0282) 22—1937
56	(有) 関口設備工業	〃 新井町675	(0282) 24—2325
57	金子商事(有)	藤岡町富吉1560—1	(0282) 67—3330
58	いすゞビルメンテナンス(株)	大平町伯仲2691	(0282) 43—1993
59	(有) 藤野鑿泉工業	藤岡町大前3334—1	(0282) 62—2612
60	マルトミ工業	岩舟町大字豊岡80—3	(0282) 55—4947
62	(有) 大前設備	藤岡町大前39—1	(0282) 62—3173
63	(有) 石川電機	〃 赤麻1299—5	(0282) 62—3020
64	(有) 日野設備管工	栃木市万町29—22	(0282) 22—4774
65	日野屋商店	大平町榎本751	(0282) 43—6027
66	小山設備	佐野市若宮下町2—33	(0283) 24—3401
67	(有) 木村商店	岩舟町静和2471—4	(0282) 55—4629
70	田沼農機具店	大平町西水代1898—14	(0282) 43—2256
71	三柴設備工業	佐野市伊勢山町7—4—511	(0283) 21—8863
72	(有) 砂永管工	〃 七軒町2179	(0283) 22—0898
73	(株) 山中設備工業	大平町北武井498—2	(0282) 23—3719
74	(有) 協和設備工業	〃 土与162	(0282) 23—7432
75	小曾根電機(株)	藤岡町藤岡1011	(0282) 62—2626
76	(有) 金澤土建	大平町富田262	(0282) 43—2156
77	(有) 城南興業	佐野市富岡町1437	(0283) 22—1999
78	落合工業	西方町金井583	(0282) 92—7831
79	(有) 渡辺設備店	栃木市嘉右衛門町4—3	(0282) 22—3909
80	(株) ユタカ設備工業	藤岡町都賀459	(0282) 62—4781
81	町田設備工業	佐野市堀米町3492	(0283) 23—9574
82	クズウ設備	岩舟町大字曲ヶ島1183	(0282) 55—5535
83	トリタ設備工事(株)	大平町西水代2767	(0282) 43—5211
84	(有) オオツカ	藤岡町藤岡1384	(0282) 62—2156
85	関東設備工業(有)	佐野市犬伏新町2068	(0283) 23—0639

86	(株) ア ク ア	小山市神山2-5-5	(0285) 27-8120
87	(株) 川 田 組	鹿沼市茂呂2519-5	(0289) 76-1310
88	(有) 増 茂 工 業	栃木市宮町348-3	(0282) 31-0193
89	(有) 長 峰 設 備 工 業	矢板市片岡2162-3	(0287) 48-1409
90	(有) カ ワ ダ 住 宅 設 備	佐野市田沼町499	(0283) 62-2833
91	(株) 萩 野 電 気	〃 葛生東2-3-16	(0283) 85-2130
92	(有) 水 工 設 備	小山市横倉新田426	(0285) 27-3922
93	(株) 須 賀 建 設	〃 下初田1011	(0285) 37-1059
94	(有) 中 村 設 備	大平町西水代1781	(0282) 43-3901

## 土木・建築業者一覧

### 1 岩舟町建設協力会会員名簿

会 社 名	所 在 地	電話番号
(有)青木工務店	岩舟町大字静戸1276—3	(0282) 55—3825
荒井建設(株)	〃 静和2181—7	(0282) 55—2329
(株)五十畑組	〃 鷺巣45—3	(0282) 55—2072
大島建設工業(有)	〃 豊岡271	(0282) 55—3121
落合建設工業(株)	〃 静1756—2	(0282) 55—2270
(有)共栄建設	〃 曲ヶ島1023—1	(0282) 55—6118
共立舗道(株)岩舟支店	〃 和泉1325—1	(0282) 55—3440
富田建設(株)	〃 静1871—1	(0282) 55—2710
(株)福田土木	〃 静戸1769—2	(0282) 55—6867
(有)藤野建設	〃 静955—2	(0282) 55—2603

### 2 岩舟町設備業組合

(平成18年9月20日現在)

	会 社 名	所 在 地	電話番号
1	(有)青木工務店	岩舟町大字静戸1276—3	(0282) 55—3825
2	(有)青木商店	〃 下津原4601	(0282) 55—2228
3	(有)アスティ	〃 静2810—1	(0282) 55—7828
4	青木設備工業(株)	佐野市朝日町853	(0283) 22—5077
5	荒井建設(株)	岩舟町大字静和2181—7	(0282) 55—2329
6	新井電気工業所	〃 静和2153—3	(0282) 55—2145
7	安藤設備工業(株)	〃 静1317—4	(0282) 55—2882
8	(株)五十畑組	〃 静45—3	(0282) 55—2072
9	大島建設工業(有)	〃 静271	(0282) 55—3121
10	大出設備工業(株)	〃 下津原576—1	(0282) 55—3503
11	落合建設工業(株)	〃 静1756—2	(0282) 55—2270
12	(株)オカベ住設	佐野市大橋町3220—1	(0283) 23—5186
13	(株)オノザワ設備	岩舟町大字豊岡391—2	(0282) 55—4838
14	金子商事(有)	藤岡町大字富吉1560—1	(0282) 62—3330
15	(有)木村商店	岩舟町大字静和2471—4	(0282) 55—4629
16	共立舗道(株)岩舟営業所	〃 静和1325—1	(0282) 56—3440
17	熊倉管工電設(株)	〃 静256—2	(0282) 55—3161
18	小井沼電気商会	〃 静886	(0282) 55—2203
19	小久保デンキ	〃 静885—2	(0282) 55—2534
20	(有)サガラ陶管	〃 静2402	(0282) 55—5485
21	桜井電設(株)	〃 静1453	(0282) 55—2211
22	佐瀬設備工業	〃 静和2384	(0282) 55—2629
23	(有)佐山設備	〃 静戸733	(0282) 55—4938

24	(株)サルカン岩舟営業所	〃	曲ヶ島1119—1	(0282) 55—7192
25	(有)静和建材店	〃	静戸524—3	(0282) 55—2664
26	(有)浄化槽管理サービス	〃	静2274	(0282) 55—3839
27	(有)早乙女リース	〃	静古江804	(0282) 55—5337
28	大正設備工業	〃	新里1320	(0282) 55—4306
29	(有)高橋電設	〃	静2649—1	(0282) 55—4558
30	立木高商店	〃	小野寺2185—5	(0282) 57—7334
31	富田建設(有)	〃	静1871—1	(0282) 55—2710
32	(有)永島グリーン企画	〃	静和1727—2	(0282) 55—4602
33	(有)鍋山電気	〃	下津原155—30	(0282) 55—1212
34	広瀬電気商会	〃	新里40	(0282) 55—4618
35	(株)福田土木	〃	静戸1778	(0282) 55—6867
36	(有)藤野建設	〃	静955—2	(0282) 55—2603
37	(有)船田興業	〃	静3087—3	(0282) 55—1256
38	(有)松島設備産業岩舟営業所	〃	下津原488—1	(0282) 55—7262
39	(有)ヤオトク	〃	静和2156	(0282) 55—2125

## 岩舟町防災会議委員名簿

### ○会長

番 号	役 職 名	根 拠 条 文
1	岩舟町長	防災会議設置条例第3条

### ○委員

番 号	役 職 名	根 拠 条 文
1	栃木県土木部栃木土木事務所長	防災会議設置条例第3条第5項第2号
2	栃木県保健福祉部県南健康福祉センター所長	〃
3	栃木県農務部下都賀農業振興事務所長	〃
4	栃木県林務部佐野林務事務所長	〃
5	栃木警察署長	防災会議設置条例第3条第5項第3号
6	岩舟町副町長	防災会議設置条例第3条第5項第4号
7	岩舟町総務課長	〃
8	岩舟町企画課長	〃
9	岩舟町税務課長	〃
10	岩舟町住民生活課長	〃
11	岩舟町健康福祉課長	〃
12	岩舟町保険児童課長	〃
13	岩舟町経済課長	〃
14	岩舟町建設課長	〃
15	岩舟町水道課長	〃
16	岩舟町人権推進室長	〃
17	岩舟町議会事務局長	〃
18	岩舟町学校教育課長	〃
19	岩舟町社会教育課長	〃
20	岩舟町教育長	防災会議設置条例第3条第5項第5号
21	佐野地区広域消防組合消防本部消防長	防災会議設置条例第3条第5項第6号
22	岩舟町消防団長	〃
23	東京電力(株)栃木南支社長	防災会議設置条例第3条第5項第7号
24	東日本電信電話(株)栃木支店長	〃

## 〔避難・救護〕

### 指定避難場所一覧

指定避難場所	所在地	電話番号	収容可能 人員	延床面積
岩舟小学校	岩舟町大字静1400—1	(0282)55—2130	300人	体育館 975m <sup>2</sup> 校舎 5,868m <sup>2</sup>
静和小学校	〃 静和2432	(0282)55—2163	300人	体育館 1,062m <sup>2</sup> 校舎 5,317m <sup>2</sup>
小野寺南小学校	〃 下岡646—5	(0282)55—8632	300人	体育館 830m <sup>2</sup> 校舎 2,042m <sup>2</sup>
小野寺北小学校	〃 小野寺2113—3	(0282)57—7121	200人	体育館 814m <sup>2</sup> 校舎 2,004m <sup>2</sup>
岩舟中学校	〃 静389—1	(0282)55—2129	500人	体育館 1,552m <sup>2</sup> 校舎 6,437m <sup>2</sup>
岩舟町中央公民館	〃 静2292—1	(0282)55—2500	100人	1,002m <sup>2</sup>
岩舟町武道館	〃 静2292—1	(0282)55—2500	100人	武道館 709m <sup>2</sup>
岩舟町文化会館「コスモスホール」	〃 静2303	(0282)55—7055	350人	3,393m <sup>2</sup>
静和連絡所	〃 静和2228—2	(0282)55—2030	100人	397m <sup>2</sup>
西根南集会所	〃 小野寺828—3	(0282)57—7018	50人	141m <sup>2</sup>
下津原集会所	〃 下津原620—1	(0282)55—3017	50人	214m <sup>2</sup>
岩舟町農村環境改善センター「こなら館」	〃 下津原1572—1	(0282)55—7787	200人	998m <sup>2</sup>
岩舟町ふるさとセンター	〃 静和2379—2	(0282)55—3208	50人	257m <sup>2</sup>
岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」	〃 三谷1038—1	(0282)54—3331	300人	2,628m <sup>2</sup>

## 医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	診療科目	医師 人数	助産 施設
あまがい内科	岩舟町大字下津原189-2	(0282) 55-7811	内・呼・消・小・ 循・ア・リ・皮・リ ハ	1	
岩舟博愛病院	〃 静1075	(0282) 55-2425	内・消・整外・外・ 呼・循・放・リハ	1	有
熊倉医院	〃 新里181	(0282) 55-8425	内・小・皮	1	
小松原医院	〃 静550	(0282) 55-2026	内・外・小・循	1	
静和医院	〃 静和2166-1	(0282) 55-2028	内・循・呼・小・ ア・リハ	1	
しまだクリニック	〃 豊岡534-1	(0282) 55-1500	耳鼻・皮・ア	2	
松永医院	〃 古江98	(0282) 55-8869	内・外・小・皮・ 泌・ア・リハ・放	1	
石川歯科医院	〃 静1092	(0282) 55-2146	歯	1	
おかもと歯科医院	〃 静和2136	(0282) 55-7062	歯	1	
亀田歯科医院	〃 和泉1325-1	(0282) 55-7062	歯	1	
小荷田歯科医院	〃 下津原423	(0282) 55-8814	歯	1	
田中歯科医院	〃 静和2155-2	(0282) 55-2820	歯	1	
寺内歯科医院	〃 静1148-2	(0282) 55-8011	歯	1	
長谷川医院	〃 静和2114-6	(0282) 55-7000	内・循	1	1
今野歯科医院	〃 和泉1428	(0282) 55-8214	歯		1
高橋眼科	〃 静843	(0282) 54-1132	眼	1	
江田クリニック	〃 小野寺2574-12	(0282) 57-1234	内・消・循・内		1

## 町内薬店一覧

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
かどや	岩舟町大字静886	(0282) 55-2035
木村薬店	〃 静1450	(0282) 55-4436
ダック・イナダ(株)岩舟北店	〃 静1158-1	(0282) 55-5638
良安堂漢薬局	〃 豊岡703-1	(0282) 55-2227
コスモス調剤薬局	〃 古江836-5	(0282) 55-6777
エイケン調剤薬局	〃 静550-7	(0282) 55-6996
グレープ調剤薬局	〃 豊岡534-6	(0282) 55-1400
エンゼル調剤薬局	〃 下津原189-6	(0282) 54-1230
中央薬局岩舟店	〃 小野寺2574-10	(0282) 57-1222
アストラル調剤薬局	〃 静和2114-5	(0282) 54-3113

## 〔消 防〕

### 危険物の大量貯蔵所等一覧

事業所名	所在地	品名	容量 (kl)	タンク数
下野農業協同組合	下津原1575	第2石油類	150	外タ貯 2
		第3石油類	140	地タ貯 1
(有) 永島商店	豊岡781-2	第2石油類	100	地タ貯 2
(有) なかよし石油	曲ヶ島843-23	第2石油類	200	外タ貯 2
(有) 石川燃料店	静840	第2石油類	30	外タ貯 1
		第3石油類	70	地タ貯 3

(注) 貯蔵の区分 { 外タ貯：屋外タンク貯蔵所  
 (タンク数) { 地タ貯：地下タンク貯蔵所

### 砂防事業実施状況

箇所番号	河川名			所在地		箇所名 工種 全体数量	全体 事業費	H3迄 事業費	H9～H18計		中期計画の 進捗状況
	水系名	幹川名	溪流名	郡・市	町 村				事業費	整備量	
5310	利根川	三杉川	梅ヶ入沢	下都賀郡	岩舟町	ダム工 1基	330.0	0.0	200.5		着手・継続
5-1-2	利根川	三杉川		下都賀郡	岩舟町	ダム工 1基 流路工 200m	360.0	0.0	210.0		着手・継続
5-2-1	利根川	三杉川		下都賀郡	岩舟町	ダム工 1基	220.0	0.0	99.0		着手・継続

## 岩舟町消防団の消防力及び消防水利の現況

### 1 消防力

(平成18年4月1日現在)

種別	区分	団本部	消防団										計		
			第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部	第7部	第8部	第9部	第10部			
指令車		1													1
普通ポンプ自動車				1			1	1	1	1	1	1	1	1	7
水そう付ポンプ自動車			1		1	1									3
計		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11

### 2 消防水利 (平成18年4月1日現在)

消火栓	防火水槽		河川・溝等	プール
	40m <sup>3</sup> 以上60m <sup>3</sup> 未満	20m <sup>3</sup> 以上40m <sup>3</sup> 未満		
285	129	41	5	5

## 〔災害危険箇所〕

### 山腹崩壊危険地区

地区名	位 置		直接保全対象施設	
	大 字	字	人家戸数	公共施設・種類
新田(1)	小野寺	シンデン	10	県道
新田(2)	小野寺	シンデン	10	県道
山下	小野寺	山下	12	県道
広戸(1)	小野寺	向山	10	無
広戸(2)	小野寺	北の山	5	無

### 崩壊土砂流出危険地区

地区名	位 置		直接保全対象施設	
	大 字	字	人家戸数	公共施設・種類
芦新井	小野寺	芦新井	5	無
山中	小野寺	焼山	10	無
広戸(2)	小野寺	広戸	8	無
三谷	三谷	ヨコテ	3	無
広戸(1)	小野寺	広戸	7	無

## 急傾斜地崩壊危険箇所

### 1 人家5戸以上等の箇所・自然

箇所名	位置		人家戸数	公共建物
	大字	字		
山下A	小野寺	山下	6	有
山下B	〃	〃	2	有
山中A	〃	山中	5	
羽田E	〃	羽田	1	有

### 2 人家5戸以上等の箇所・人工

箇所名	位置		人家戸数	公共建物
	大字	字		
山の腰A	静	山の腰	5	

### 3 人家1～4戸の箇所・自然

箇所名	位置		人家戸数	公共建物
	大字	字		
山中B	小野寺	山中	2	
田代A	〃	田代	1	
田代B	〃	〃	1	
田代C	〃	〃	1	
川入A	〃	川入	1	
中妻E	〃	中妻	2	
中妻A	〃	〃	3	
中妻F	〃	〃	3	
中妻B	〃	〃	1	
中妻G	〃	〃	1	
中妻C	〃	〃	1	
中妻D	〃	〃	2	
上耕地A	〃	上耕地	1	
上耕地B	〃	〃	1	
広戸A	〃	広戸	2	
広戸B	〃	〃	1	

広戸C	〃	〃	3	
広戸D	〃	〃	1	
川入B	〃	川入	1	
川入C	〃	〃	1	
田代F	〃	田代	2	
田代G	〃	〃	1	
羽田H	〃	羽田	1	
羽田F	〃	〃	1	
羽田B	〃	〃	2	
羽田C	〃	〃	1	
羽田D	〃	〃	1	
羽田A	〃	〃	1	
羽田G	〃	〃	1	
小名路A	〃	小名路	4	
和田D	〃	和田	3	
西耕地A	〃	西耕地	1	
大芝原A	〃	大芝原	1	
鷺巣B	鷺巣		1	

#### 4 人家1～4戸の箇所・人工

箇所名	位置		人家戸数	公共建物
	大字	字		
鷺巣A	鷺巣		3	
渋沢A	古江	渋沢	2	
新里A	新里		1	

(注) 「人家5戸以上等の箇所」には5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合も含む。

# 土石流危険溪流

## 1 人家5戸以上等の箇所

河 川 名			位 置	保全対象区域	
水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	大 字	人家戸数	公共建物
利根川	三杉川	(三谷一号沢)	三谷	0	有
〃	〃	三谷二号沢	〃	0	有
〃	〃	(三谷三号沢)	〃	0	有
〃	〃	梅ヶ入沢	山中	8	有
〃	〃	榊沢	〃	8	有
〃	〃	榊沢の2	〃	8	有
〃	〃	(小野寺一号沢)	小野寺	4	有
〃	〃	(小野寺二号沢)	〃	1	有
〃	〃	小野寺三号沢	〃	2	有
〃	〃	上耕地沢	上耕地	2	有
〃	〃	(西耕地一号沢)	西耕地	7	
〃	〃	西根沢	西根	3	有
〃	〃	中妻沢	中妻	7	
〃	〃	吉院沢	田代	5	有
〃	〃	小板倉沢の1	田代	5	
〃	〃	和田沢	和田	6	
〃	永野川	(鷺巣一号沢)	鷺巣	4	有

## 2 人家1～4戸の箇所

河 川 名			位 置	保全対象区域	
水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	大 字	人家戸数	公共建物
利根川	羽田川	羽田北沢	羽田	1	
〃	〃	羽田中沢	〃	1	
〃	〃	羽田南沢	〃	3	
〃	〃	広戸一号沢	〃	1	
〃	〃	川入橋沢	〃	1	
〃	〃	広戸二号沢	広戸	2	
〃	〃	広戸三号沢	〃	3	
〃	〃	広戸四号沢	〃	1	

〃	〃	柳沢一号沢	広戸	2	
〃	〃	柳沢	〃	2	
〃	〃	柳沢二号沢	〃	2	
〃	〃	柳沢三号沢	〃	3	
〃	〃	羽田沢の2	〃	1	
〃	〃	羽田沢の1	〃	1	
〃	谷田川	三谷東沢	三谷	2	
〃	三杉川	〃	三谷東	3	
〃	〃	山中二号沢	山中	2	
〃	〃	山中三号沢	山中	1	
〃	〃	渋沢	渋沢	4	
〃	〃	(小野寺二号沢)	小野寺	1	
〃	〃	西根北一号沢	西耕地	3	
〃	〃	西根北二号沢	〃	3	
〃	〃	西根南一号沢	西根	2	
〃	〃	西根南二号沢	〃	3	
〃	〃	(中妻一号沢)	中妻	1	
〃	〃	(中妻二号沢)	〃	2	
〃	〃	(中妻三号沢)	〃	2	
〃	〃	田代一号沢	田代	2	
〃	〃	小板倉沢	〃	3	
〃	〃	〃	〃	4	
〃	〃	田代二号沢	〃	2	

(注) 「人家5戸以上等の箇所」には5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合も含む。

## 〔輸 送〕

### ヘリポート一覧

#### 1 飛行場外離着陸場

名 称	所 在 地	連 絡 先
小野寺中学校跡地	岩舟町大字三谷1792	岩舟町長 (0282) 55—7751

#### 2 緊急離着陸場

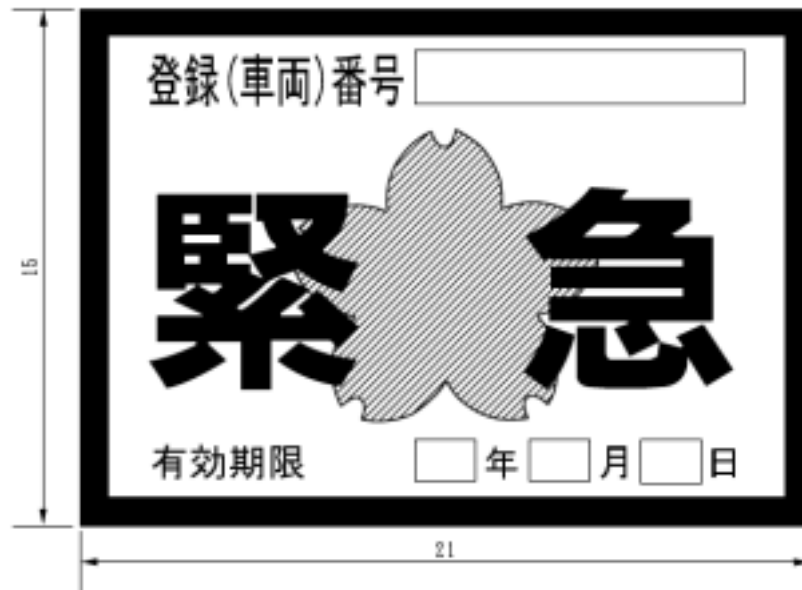
名 称	所 在 地	連 絡 先
中 央 公 民 館	岩舟町大字静2292—1	岩舟町長 (0282) 55—7751

#### 3 その他

名 称	所 在 地	連 絡 先	面 積	備 考
総合運動場	岩舟町大字静2285—1	中央公民館 (0282) 55—2500	34,850m <sup>2</sup>	北側公民館、大型可

## 緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 〔 応援協定等 〕

### 災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第3条** 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

**第4条** 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

**第5条** 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援

に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

**第6条** 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

**第7条** 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

**第8条** 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

**第9条** 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

**第10条** この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

**第11条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇 都 宮 市 長

栃 木 市 長

鹿 沼 市 長

今 市 市 長

真 岡 市 長

矢 板 市 長

上 三 川 町 長

壬 生 町 長

国 分 寺 町 長

大 平 町 長

岩 舟 町 長

栗 山 村 長

上 河 内 町 長

西 方 町 長

足 利 市 長

佐 野 市 長

日 光 市 長

小 山 市 長

大 田 原 市 長

黒 磯 市 長

芳 賀 町 長

石 橋 町 長

野 木 町 長

藤 岡 町 長

都 賀 町 長

南 河 内 町 長

河 内 町 長

栗 野 町 長

足尾町長	二宮町長
益子町長	茂木町長
市貝町長	藤原町長
塩谷町長	氏家町長
高根沢町長	喜連川町長
南那須町長	烏山町長
馬頭町長	小川町長
湯津上村長	黒羽町長
那須町長	西那須野町長
塩原町長	田沼町長
葛生町長	栃木県知事

### 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

**第2条** 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

**第3条** 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

**第4条** 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

**第5条** 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

**第6条** 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

**第7条** 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払い方法)

**第8条** 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
  - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (5) 施設の提供については、借上料
  - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

**第9条** 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。
  - (1) 応援体制に関する事項
  - (2) 備蓄体制に関する事項
  - (3) 防災訓練に関する事項
  - (4) その他必要な事項
- 4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

**附 則**

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

**別表1 略**

**別表2**

市 町 村 の 区 分

ブロック名	構 成 市 町 村
北 那 須 ブ ロ ッ ク	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日 光 ブ ロ ッ ク	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
南 那 須 ブ ロ ッ ク	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩 谷 ブ ロ ッ ク	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県 央 ブ ロ ッ ク	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、栗野町
芳 賀 ブ ロ ッ ク	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県 南 ブ ロ ッ ク	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安 足 ブ ロ ッ ク	足利市、佐野市、田沼市、葛生町

**別表3**

応 援 ブ ロ ッ ク

被災ブロック名	応 援 ブ ロ ッ ク 名
北 那 須 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日 光 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック

南 那 須 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩 谷 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県 央 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳 賀 ブ ロ ッ ク	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県 南 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安 足 ブ ロ ッ ク	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

注) 市町村名は協定締結時のものです。

## 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書

(協定の趣旨)

**第1条** この協定は、岩舟町（以下「甲」という。）と岩舟町商工会（以下「乙」と言う。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害発生時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

**第2条** 甲は、災害時に食糧等を求める必要があるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の所有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するとき、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引き渡しの方法及び引き渡し場所
- (3) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

**第3条** 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

**第4条** 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

**第5条** 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。

(食糧等の引き取り)

**第6条** 食糧等の引き渡し場所は、甲と乙とが協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

**第7条** 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(その他必要な支援)

**第8条** この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

**第9条** 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第10条 この協定は、平成13年6月1日から実施する。

本協定締結の証しとして本書を2通作成し、甲乙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年6月1日

- 甲 栃木県下都賀郡岩舟町大字静839番地4  
岩 舟 町 長
- 乙 栃木県下都賀郡岩舟町大字静956番地  
岩舟町商工会長

別表第 1

災害時の食糧・生活必需品

No	種 類	物 資
1	食 糧	おにぎり・弁当・パン・インスタントラーメン・粉ミルク・牛乳・水・各種飲料 水・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種缶詰・菓子類・玉子・ソーセージ・マヨネー ズ・塩等
2	日用品雑貨	ちり紙・ティッシュ・アルミホイル・ラップ類・石鹼・洗剤・歯ブラシ・歯磨き 粉・紙おむつ・生理用品・タオル・ガムテープ・ひも類・筆記用具等
3	衣 料 品	毛布・布団類・作業衣・婦人服・子供服・各種下着類・手袋・靴下・サンダル等
4	食 器 類	茶碗・皿・箸等
5	光 熱 材 料	乾電池・ろうソク・カセットガスボンベ・ガスライター等

- (1) 応急食糧等は、おおむね上記の品目を基準として災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記のほか甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 災害時における岩舟郵便局、岩舟町間の協力に関する覚書

岩舟郵便局長（以下「甲」という。）及び岩舟町長（以下「乙」という。）は、岩舟町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、岩舟町及び岩舟町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、岩舟町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は岩舟町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第5条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第6条** 岩舟町内の郵便局は、乙又は町内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第7条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

**第8条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては岩舟郵便局副局長、乙においては岩舟町総務課長とする。

（協議）

**第9条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年 2月24日

- 甲 栃木県下都賀郡岩舟町大字静1038番地 2  
岩 舟 郵 便 局 長
- 乙 栃木県下都賀郡岩舟町大字静839番地 4  
岩 舟 町 長

# 〔 条 例 等 〕

## 岩舟町防災会議設置条例

(昭和48年3月13日)  
条例第13号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1条並びに第16条第1項及び第6項の規定に基づき、岩舟町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩舟町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 栃木県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 町の消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

# 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

最近改正 平成18年5月16日規則第61号

## 別表第1

救助の程度方法及び期間

### 第1 収容施設の供与

#### 1 避難所

- (1) 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- (2) 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

- イ 賃金職員等雇上費
- ロ 消耗器材費
- ハ 建物の使用謝金
- ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- ホ 光熱水費
- ヘ 仮設便所等の設置費

- (3) 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

100人1日当たり 30,000円

- (4) 避難所を設置する際において、冬期（10月～3月）であるときは、別に定める額を加算する。
- (5) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

#### 2 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅に収容できる者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者とする。
- (2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,342,000円以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。
- (4) 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することがある。
- (5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することがある。
- (6) 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(7) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項に規定する期限（最高2年以内）とする。

## 第2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### 1 炊出しその他による食品の給与

(1) 炊出しその他による食品の給与は、第1の1の(1)により避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して現物をもって行うものとする。

(2) 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費

ニ 雑費

(3) 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,010円以内とする。

(4) 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

### 2 飲料水の供給

(1) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

(2) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水の供給を実施する期間は、第2の1の(4)の炊出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

## 第3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

(1) 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	17,200円	22,100円	32,600円	39,000円	49,500円	7,200円
冬 季	10月～3月	28,400円	36,700円	51,200円	60,100円	75,400円	10,300円

(2) 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,400円	2,400円
冬 季	10月～3月	9,000円	11,900円	16,800円	19,900円	25,200円	3,300円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

#### 第4 医療及び助産の給付

##### 1 医療の給付

- (1) 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- (2) 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 診療
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術
- ニ 施設病院又は診療所への収容
- ホ 看護

- (3) 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- (4) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

##### 2 助産の給付

- (1) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- (2) 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 分べんの介助
- ロ 分べん前及び分べん後の処置
- ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

- (3) 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛

生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

#### 第5 災害にかかった者の救出

- 1 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
- 2 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。  
ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

#### 第6 災害にかかった住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。
- 2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
- 3 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり500,000円以内とする。
- 4 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

#### 第7 生業資金の貸与

- 1 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。
- 2 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- 3 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
  - イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
  - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- 4 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。
- 5 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。
  - (1) 貸与期間 2年以内
  - (2) 利子 無利子

#### 第8 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の

後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。

(1) 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,100円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,400円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,800円

4 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

## 第9 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

2 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

(3) 検案は、原則として救護班が行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,300円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつ

ては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ 検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

- (5) 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

## 第10 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもを実施するものとする。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。
  - (1) 棺
  - (2) 埋葬又は火葬
  - (3) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人199,000円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）159,200円以内とする。
- 4 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

## 第11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 被災者の避難
  - (2) 医療及び助産
  - (3) 災害にかかった者の救出
  - (4) 飲料水の供給
  - (5) 死体の捜索
  - (6) 死体の処理
  - (7) 救助用物資の整理配分
- 2 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

## 第12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- 1 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
- 3 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり137,000円以内とする。
- 4 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

別表第2

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

法第24条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

種 別	日 当	超過勤務手当 (1時間あたり)	費用弁償額	備 考
医師 歯科医師	17,400円	3,480円	7級	費用弁償についての計算は、職員等の旅費に関する規則（昭和37年栃木県規則第55号）を準用する。
薬剤師	11,900円	2,380円	7級	
保健師、助産師、看護師	11,400円	2,280円	4級	
土木技術者 建築技術者	17,200円	3,440円	4級	
大工、左官、と び職	20,700円	4,140円	2級	

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

# 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (早見表)

最近改正 平成18年3月31日厚生労働省告示第282号

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 100人 1日あたり 30,000円以内 2 加算額 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日あたり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失		夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
				冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
		半壊 半焼 床上浸水		夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
冬	9,000		11,900	16,800	19,900	25,200	3,300			

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼) し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯あたり 500,000円以内	災害発生の日から 1箇月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人あたり 4,100円 中学校生徒 1人あたり 4,400円 高等学校等生徒 1人あたり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1箇月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体あたり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。)を する。	1 洗浄、消毒等 1体あたり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,000円以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

		3 検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯あたり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日 あたり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

# 岩舟町被災宅地危険度判定実施要綱

(平成18年11月27日)  
告示第120号)

(目的)

**第1条** この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定義)

**第2条** この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(判定の実施主体)

**第3条** 町の実施する判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

**第4条** 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を岩舟町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設課を判定所管課とし、建設課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設課長は、建設課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 建設課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 建設課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

**第5条** 岩舟町地域防災計画に基づく町災害対策本部長（以下「災害本部長」という。）は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

**第6条** 第5条第1項の規定に基づき、危険度判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、下記の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設課長
- (2) 連絡調整班長 建設課都市計画担当主幹
- (3) 物資調達班長 建設課土木担当主幹

- 3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
  - (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
  - (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
  - (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
  - (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
  - (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
- （危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

**第7条** 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

- 2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。
- （栃木県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

**第8条** 災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、判定士の資格を有する町職員等（町で確保した民間判定士を含む）に危険度判定活動を要請するものとする。
- 3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。
- （宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

**第9条** 町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移転方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
- （他市町村への応援等）

**第10条** 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

**第11条** 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。
- （その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

# 岩舟町震災建築物応急危険度判定要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において、用語の意義は、県要綱の定めるところによる。

(判定の実施主体)

**第3条** 町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て町が主体的に実施するものとする。

(震災前対策)

**第4条** 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合性を図りながら、判定業務を岩舟町地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 建設課を判定所管課とし、建設課長は、同課において判定の実施体制を図るものとする。
- 3 建設課長は、判定士等の確保に努めるものとする。
- 4 建設課長は、判定業務に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(判定実施の決定)

**第5条** 岩舟町地域防災計画に基づく町災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という）は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 災害対策本部長は、県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は栃木県土木部建築課）から県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう進言された場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

**第6条** 第5条第1項又は第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。

- 2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者を持って当てる。
  - (1) 実施本部長 建設課長
  - (2) 連絡調整班長 建設課都市計画担当主幹
  - (3) 物資調達班長 建設課土木担当主幹
- 3 実施本部は、判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図られるよう努めるものとする。この場合、実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。
- 4 実施本部は、判定実施に当たって、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
  - (2) 現地判定拠点との連絡調整
  - (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
  - (4) 判定実施についての被災住民への周知

- (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での判定活動の補完作業

(判定の対象地域、対象建築物の決定等の基準及び手順)

**第7条** 判定の対象地域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

- 2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

(栃木県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制)

**第8条** 災害対策本部長は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は、県土木部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、判定士の資格を有する町職員等（町が確保した民間判定士を含む）に判定活動を要請するものとする。

- 3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(判定士の移動方法、宿泊場所の確保)

**第9条** 町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、必要に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

**第10条** 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動時における安全及び補償等)

**第11条** 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、町職員及び判定士等に生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

# 岩舟町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(平成18年3月27日)  
告示第42号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、耐震診断を促進することにより、災害に対する町民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い安全なまちづくりに資するため、木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、岩舟町補助金等交付規則（昭和57年岩舟町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針を定める件（平成7年建設省告示第2089号。以下「指針」という。）第1のただし書の規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う診断をいう。
- (2) 耐震診断機関 社団法人栃木県建築設計事務所協会をいう。
- (3) 補助金 岩舟町木造住宅耐震診断事業補助金をいう。

(補助対象住宅)

**第3条** 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」をいう。）は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）
- (2) 在来軸組工法により建築された住宅
- (3) 賃貸を目的としない住宅
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象となる者は、次に掲げる各号すべてに該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者であって、当該住宅に居住する者
- (2) 町税の滞納のない者

(補助金の交付額)

**第5条** 補助金の交付額は、耐震診断機関が行った耐震診断に要した経費の2分の1以内の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、50,000円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象住宅の見取図
- (3) 耐震診断費用の見積書又は契約書の写し
- (4) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 補助対象住宅の家屋所有証明

(7) 町税の納税証明書

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係わる書類を審査し、内容が適正であると認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(耐震診断の着手)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震診断に着手するものとする。

(耐震診断の報告)

**第9条** 木造住宅耐震診断事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断機関が作成した、耐震診断報告書の写し

(補助金の交付請求)

**第10条** 第7条の規定により、通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）に、補助金交付決定通知書の写を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

**第11条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

様式 略

[ 様 式 等 ]

栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

送付先：栃木県総務部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村	市町村・ 消防番号
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)		(消防本部名)	
( 月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL )

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6— , — (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) ( 月 日 時 分)
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟 } 計 棟	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a
り災世帯数	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台 台	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県総務部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分	
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)				
事故名	{ 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 ( 月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL )	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)	
			重症 人 ( 人)	
			中等症 人 ( 人)	
			軽症 人 ( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部 ( 署 )		台	人
	消 防 団		台	人
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県総務部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)			
		報告者名	(TEL )

( 月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 ( 覚知日時 )	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県総務部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146	市 町 村 (消防本部名)	市町村・ 消防番号
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136)			

( 月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況										

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同等に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2) [被害状況即報]

終日		NW FAX 500 2146 / NTT FAX 028 623 2146		送付先：栃木県総務部消防防災課 (NW TEL 500 2136 / NTT TEL 028 623 2136) 第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】				市町村・消防番号	
市町村名 (消防本部名)		報告者名 (TEL)		区分		被害		備考	
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月日 時現在)		田		流出・埋没 冠水		公立文教施設 千円 農林水産業施設 千円	
区分		被害		畑		流出・埋没 冠水		公共土木施設 千円 その他の公共施設 千円	
人的被害		死者 人		文教施設		箇所		小計 千円	
負傷者		行方不明者 人		病院		箇所		公共施設被害市町村数 団体	
重傷 人		軽傷 人		道路		箇所		農業被害 千円	
全壊		棟 世帯		橋りょう		箇所		林業被害 千円	
半壊		棟 世帯		河川		箇所		畜産被害 千円	
一部破損		棟 世帯		砂防		箇所		水産被害 千円	
床上浸水		棟 世帯		清掃施設		箇所		商工被害 千円	
床下浸水		棟 世帯		崖くずれ		箇所		その他 千円	
非住家※1		公共建物 棟		鉄道不通		箇所		被害総額 千円	
その他		棟		被害船舶		隻		災害等の設置状況 設置 月日時分 解散 月日時分	
				水道		戸		災害救助法適用状況	
				電話		回線			
				電気		戸			
				ガス		戸			
				ブロック塀等		箇所			
				り災世帯数※2		世帯			
				り災者数※2		人			
				火災発生※3		建物 件		消防職員出動延人数 人	
						危険物 件		消防団員出動延人数 人	
						その他 件		その他	

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領 (昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。 ◎被害額は省略することができるものとする。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

## 〔そ の 他〕

### 指定文化財一覧

区分	文化財名	種別	所在地	所有者
考古	板 碑	町	小野寺 2767	島田仁一
	小野巢根古墳群出土遺物	町	静 2281	岩舟町教育委員会
史跡	金山塚古墳	県	静戸 295	水掛共有地
	慈覚大師誕生の地	町	下津原 1198	高平寺
	小野寺禅師太郎墓	町	小野寺 640	住林寺
	慈覚大師御母公墓	町	上岡 69	大字上岡
	大慈寺奥の院	町	小野寺 4696	大慈寺
物 記念 天然	村檜神社社叢	町	小野寺 4697	村檜神社
建造物	村檜神社本殿	国	小野寺 4697	村檜神社
	大慈寺相輪櫓	県	小野寺 2247	大慈寺
	高勝寺三重塔	県	静 3	高勝寺
	高勝寺山門	県	静 3	高勝寺
	西院の河原堂	町	静 3	高勝寺
	高勝寺鐘楼	県	静 3	高勝寺
	慈覚大師堂	町	小野寺 2247	大慈寺
工芸品	銅製華鬘	県	小野寺 2247	大慈寺
	大 仏	町	静 3	高勝寺
	燈 籠	町	静 3	高勝寺
	手 香 炉	町	小野寺 2247	大慈寺
	阿弥陀如来坐像	県	小野寺 1133	住林寺
	聖観音菩薩坐像	県	小野寺 2247	大慈寺
	薬師如来坐像	県	曲ヶ島 736	滝水寺



	浸水注意報 ※1	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、 3時間雨量：南部の平地80mm以上 北部の平地100mm以上、山地120mm以上 24時間雨量：南部の平地100mm以上 北部の平地120mm以上、山地150mm以上 になると予想される場合
水防活動の利用に適合するもの ※2	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、平均風速が20m/s以上（ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上）になると予想される場合
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が20m/s以上（ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上）になると予想される場合
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、 1時間雨量：南部の平地80mm以上 北部の平地90mm以上、山地100mm以上 3時間雨量：平地120mm以上、山地150mm以上 24時間雨量：平地200mm以上、山地250mm以上 になると予想される場合
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地では70cm以上になると予想される場合
	地面現象警報 ※1	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	浸水警報 ※1	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、 24時間雨量：平地200mm以上、山地300mm以上 になると予想される場合

水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
気象情報	気象に関する府県情報		注意報・警報に先立って注意を喚起するための情報や、警報発表時に経過や予想など、状況変化や防災上の重要事項を伝える情報

(注)

- 1 注意報・警報の発表は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表する。  
ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 2 注意報・警報の発表基準の「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m以下の区域をいう。
- 3 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 4 (1) ※1 この注意報・警報は標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。  
(2) ※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 5 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

## 採石場の現況

事業者	採取場所在地	面積 m <sup>2</sup>	岩石名
五十畑石材工業(株)	岩舟町大字小野寺字谷津3031—1外72筆	815,627	砂岩・粘板岩
友田山開発工業(株)	〃 大字下津原字北浦1196—1外5筆	19,753	砂岩
東洋石産(株)	〃 大字三谷字浄連坊37—1外113筆	392,942	砂岩・粘板岩
音坂砕石礦業(株)	〃 大字古江字關坂1095—1外178筆	563,501	砂岩・粘板岩
(有)小野口産業	〃 大字小野寺字谷田3859外9筆	89,503	粘板岩
藤坂砕石工業(株)	〃 字小板倉外118筆	1,030,899	砂岩

# 水防計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完ぺきを図り、その被害を最小限に止どめるため、関係諸機関と緊密な連携を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用法を定め、洪水に際して緊急措置の適切、円滑な実施を期するものとする。

### 2 水防の責任

#### (1) 町の責任

町はその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

本町には、水防団を置かず、消防機関が水防にあたるものとする。

#### (2) 一般住民の義務

常に気象状況に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

#### (3) 水防協議会

ア 法第33条第1項の規定に基づき、岩舟町水防協議会を設置する。

イ 法第33条第5項の規定に基づく岩舟町水防協議会条例（昭和56年岩舟町条例第5号）は、末尾に登載するものとする。

## 第2 水防組織

### 1 町における水防組織

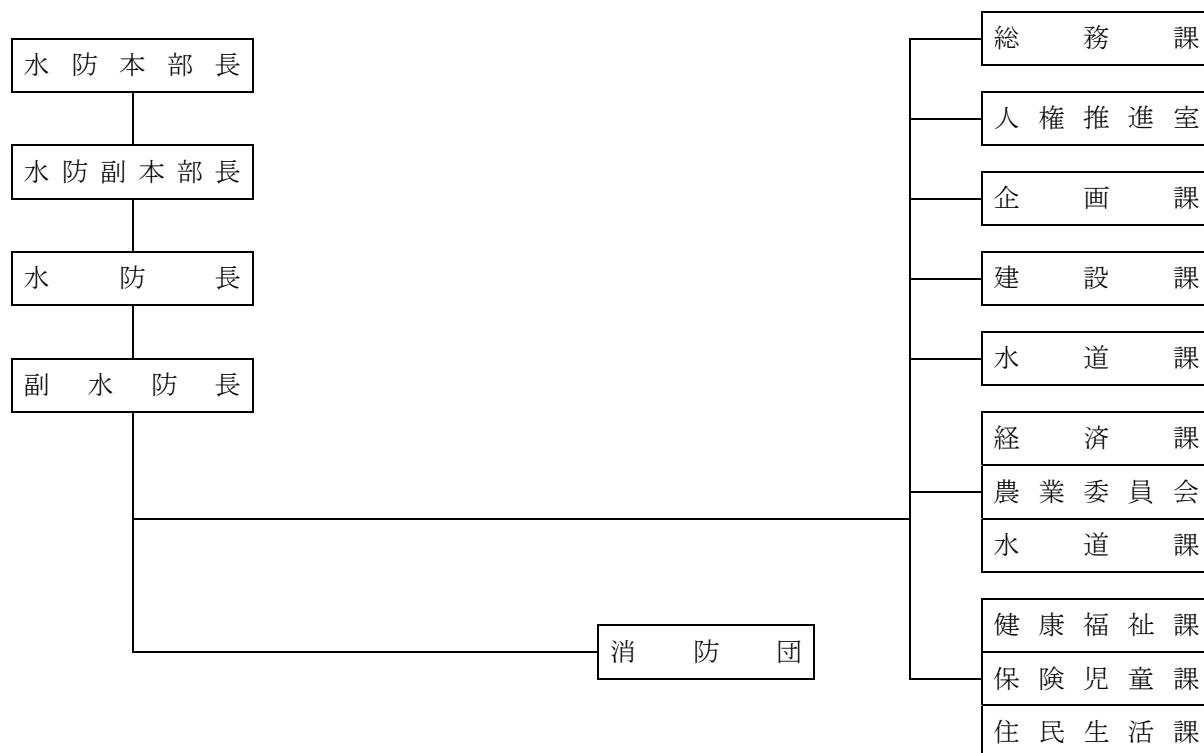
#### (1) 水防本部

ア 水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定に基づき、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときは、町に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

イ 水防本部の事務局は、役場総務課に置く。

ウ 町に災害対策本部が設置された場合の組織は、岩舟町地域防災計画の定めるところによる。

(2) 水防組織



町における水防事務の任務分担及び消防団の編成は次のとおりとする。

ア 水防本部関係の任務分担

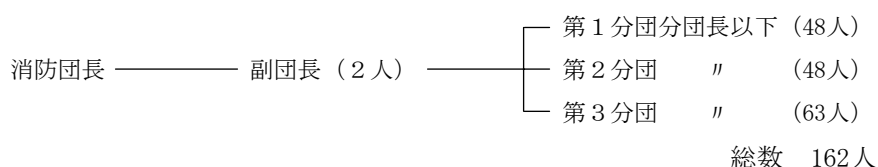
- 水防本部長 町長
- 水防副本部長 助役
- 水防長 消防団長
- 副水防長 消防団副団長

イ 水防任務分団表

主任	分掌事務
総務課長	1 水防計画に関すること。 2 水防協議会に関すること。 3 予報及び警報に関すること。 4 関係機関との連絡に関すること。 5 一般庶務に関すること。 6 水防巡視に関すること。 7 水防訓練に関すること。 8 水防信号に関すること。 9 水防事務の総括に関すること。 10 各水位標の観測に関すること。 11 他の課に属さないこと。
人権推進室長	1 他課との連絡調整に関すること。 2 情報収集に関すること。
企画課長	1 経理に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 水防資機材の入手、確保に関すること。

	4 備蓄資材の連絡調整に関する事。 5 警察、自衛隊の応援要請に関する事。
建設課長	1 公共土木施設の被害状況の把握並びにその対策に関する事。 2 異常気象時における道路交通の危険予防対策に関する事。 3 水防資機材の輸送に関する事。 4 危険箇所及び出水箇所における現場作業に関する事。 5 水防作業に関する事。
経済課長 農業委員会 水道課	1 被害調査に関する事。 2 水防巡視に関する事。 3 危険箇所の連絡に関する事。 4 危険箇所及び出水箇所における現場作業に関する事。 5 必要に応じて他の課を応援する事。
健康福祉課長 保険児童課長 住民生活課長	1 水防巡視に関する事。 2 通報及び連絡に関する事。 3 被害調査に関する事。 4 必要に応じて他の課を応援する事。

ウ 消防団の編成表



第3 監視、警戒及び重要水防箇所

1 監視、警戒

水防管理者（町長）は知事から大雨に関する気象状況の通報を受けたとき、又は必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員をして巡視にあたらせるものとする。

(1) 堤防の巡視にあたっては、次の状態に注意するものとする。

- ア 堤防の溢水状況
- イ 表法の水あたりの強い場所の亀裂又は崩壊
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- オ 樋門の両袖、又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- カ 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

(2) 更に河川が増水して通報水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の基準で警戒にあたらせるものとする。

(3) 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに関係方面に通報するものとする。

(4) 巡視区域及び巡視責任者は、次のとおりとする。

巡 視 区 域	巡 視 責 任 者
佐野市関川橋から古江東川橋まで	消防団第3分団 第7部 部長
古江東川橋から小名路橋まで	" 第8部 部長
小名路橋から川入橋まで	" 第9部 部長

川入橋から上流	〃 第10部 部長
その他町内の普通河川	消防団 各分団 各部長

## 2 通信の確保

(1) 水防関係者は、通信施設の故障によりこれを使用（利用）することができない場合は、自転車を利用し、伝令、その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。

(2) 水防関係者は、前記の連絡を実施するため所要の車両を準備しておくものとする。

車両は各課で所有する公用車（バス、ダンプを含む。）とする。

## 3 町内における重要水防箇所は、下記のとおりである。

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
	種別	階級		大字	字		
三杉川	堤防高	B	左	小野寺		100	積土のう
三杉川	洗掘	B	左	上岡	上岡橋下	45	表シート張り

### 重要水防箇所評定基準

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される所 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な所	一連区間のうち流下能力が低下していてその原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される所 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される所
洗掘	1 提脚又は護岸の根固め等が洗掘されている所 2 水制等が破損して危険が予想される所	1 河床の低下等が著しく護岸堤脚等の洗掘されるおそれのある所

## 第4 器具資材及び設備の整備運用並びに輸送

### 1 器具、資材及び設備の整備

本町における水防資材の備蓄状況は、次のとおりである。

設置場所		岩舟町大字静5132-2	消防設備（車庫）				県の基準数	
設置年月日	管理者	岩舟町長	7部	8部	9部	10部		
器具	掛	矢	2丁	1	1	1	1	
		鋸	丁					5丁
		スコップ	10丁	2	2	2	2	丁
		ツルハシ	5丁					20丁
		ナタ	3丁	1	1	1	1	5丁
		かま	10丁	5	5	5	5	3丁
		ペンチ	3丁	1	1	1	1	5丁
		クワ	丁					3丁
		チェーンソー	基					
		照明	基	1	1	1	1	
	番線切り	1丁						
	シート	60枚					100枚	

資 材	土のう袋	3,000袋	200	200	200	200	500袋
	杭（鉄・木）	50本	50				70本
	鉄線	10kg					50kg
	縄	20kg					50kg
	竹	束					15束
	マニラロープ	m					
	むしろ	枚					100枚

## 2 輸送の確保

- (1) 水防管理団体は、水防資材・器具等の輸送のためトラック等の配備に留意し、必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。
- (2) 水防管理団体は、水防に要する資材の輸送について、あらゆる状況を推定して輸送経路をあらかじめ調査しておくものとする。
- (3) 運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

この場合において、警察署長に連絡、応援を求めるものとする。

## 第5 水門の操作

### 1 水門の操作

水防上重要な水門については、水防管理者は、あらかじめ関係する県土木事務所長、水門の管理者と操作基準連絡方法について協議しておくものとする。

なお、水門、取水堰の位置は次のとおりである。

#### 水門の位置

河川名	名称	位置 大字	左右岸 の別	導水設備			機能	管理者
				寸法				
				高さ	幅	数		
三杉川	取水樋門	小野寺	左	φ0.6			木製 スルースゲート	大岩藤 土地改良区
〃	〃	〃	左	φ0.3		1	〃	
〃	〃	上岡	左	φ0.5		1	鋼製 スルースゲート	
〃	〃	下岡	左	φ0.6		1	〃	
〃	〃	古江	右	0.8	1.0	1	〃	

#### 取水堰の位置

河川名	取水堰名	位置	形状寸法			左右岸 の別	取水設備			機能	管理者	備考 (操作員)
			形式	高さ	幅		寸法					
							高さ	幅	門			
三杉川	新里樋口堰	下岡202	コンクリート 溢流堰	1.10	5.10	左	φ0.60	0.87	1	手動板式	大岩藤 土地改良区	同左
〃	古江樋口堰	古江873	〃	0.60	10.00	右	1.0	0.70	1	手動巻上式		
〃	下岡北堰	上岡101	〃	0.3	9.0	左	1.7	0.70	1	〃		
〃	上岡東堰	〃80—1	〃	0.6	13.0	〃	0.7	0.70	1	〃		
〃	上岡西堰	〃305	〃	0.3	9.1	右	0.3	0.30	1	手動板式		

〃	入反田堰	小野寺337	〃	1.0	19.5	〃	1.0	1.0	1	手動巻上式		
〃	一丁目堰	〃 1613	〃	1.0	13.0	〃	0.8	0.8	1	手動板式		
〃	重蔵堰	〃 1979	〃	1.4	11.1	左	1.0	1.0	1	手動巻上式		
〃	水神堰	〃 2476	〃	1.6	15.1	〃	1.0	1.0	1	〃		
〃	川原田堰	〃 3128	〃	3.0	10.0	右	φ0.25		1	手動板式		
〃	町谷堰	〃 3114	〃	2.2	10.0	〃	0.4	0.4	1	〃		
〃	大堰	〃 2718	〃	1.5	5.0	〃	φ0.30		1	〃		

## 2 水門の操作要領

- (1) 県及び水防管理団体の水門にあらかじめ操作員を定めておくものとする。
- (2) 操作員は、異常気象時はもとより平素工作物の点検を心得、出水時の操作に支障ないようにしておくものとする。
- (3) 管理者は、出水の状況によって門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに栃木土木事務所に通知するものとする。
- (4) 門扉の開閉等の具体的な操作要領は栃木土木事務所とあらかじめ協議しておくものとする。

## 第6 通信連絡

### 1 水防通信の優先

水防法第27条第2項の規定により町長、消防団長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため公衆電話を優先的に利用し、必要があるときは警察電話施設、電気事業通信施設、その他の通信施設を利用することができる。

### 2 通信の方法、その他

- (1) 通信の内容については、簡潔かつ要領よくまとめ冗長にわたらないように注意すること。
- (2) 町長は、常に県・警察署・駅・関東地方整備局宇都宮国道事務所小山出張所・東京電力株式会社等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するようにも努めるものとする。

## 第7 観測通報

- 1 雨量の通報は、県水防計画に掲げる雨量観測所から雨量が一定の基準に達したときに即刻県本部に報告される。
- 2 知事は、必要に応じ前項の状況を町長に通報するものとする。

## 第8 水防活動

### 1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は、次の事項に至ったときは、直ちに栃木土木事務所を経由し、県水防本部に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

### 2 非常配備

町長が職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 町長が自らの判断により必要と認める場合

- (2) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
  - (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合
- 3 消防機関（水防機関）が出動するときは、次の基準による。

(1) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令はおおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたとき発令する。

(2) 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備させる。

出動準備の要領は下記によるものとする。

ア 消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合する。

イ 水防資材、器具の整備点検及び作業員の配備計画

ウ 水門、樋門等の水防上重要な工作物のあるところへ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

エ 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

(3) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水位警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、直ちに管下消防機関をして、あらかじめ定めた計画に従い警報配備につかせる。

出動要領は下記による。

ア 第1次出動

消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒にあたりるとともに、樋門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

イ 第2次出動

消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。

ウ 第3次出動

消防機関の全員が出動し、水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする（作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。）。

(4) 解除

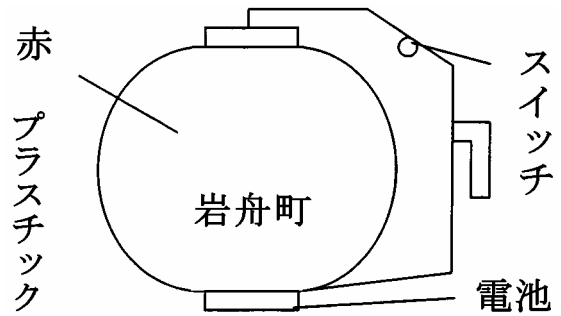
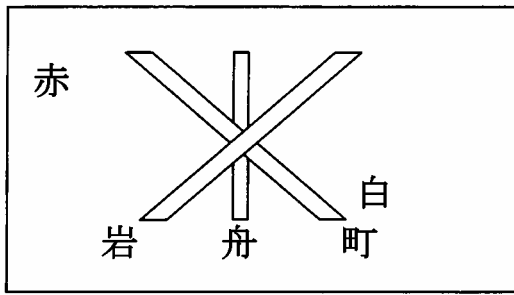
河川の水位が下降し、危険のおそれがなくなったときは、消防機関員に対し、水防活動の終了を通知する。

4 住民の水防協力

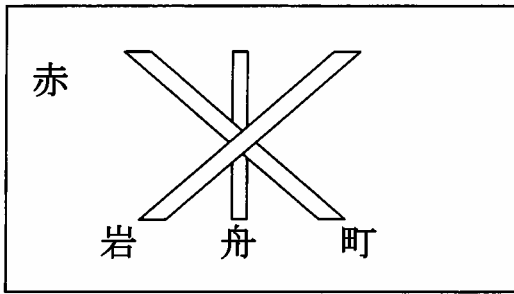
町長又は消防団長は、水防のためやむを得ない場合必要に応じて、町の区域内に住む者又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ、消防機関に応援させることができる。

5 消防標識

- (1) 法第18条の規定により水防のため出動する車両の標識は、昼夜別に次の表旗又は表灯を用いるものとする。



(2) 水防のため出動する水防機関職員は次による腕章を着用する。



町 職 員

(3) 消防機関が現場に出場した場合は、その活動舞台の識者の所在を明示するため(1)に定める標旗又は標灯を用いるものとする。

## 6 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警 鐘 信 号	サイ レ ン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒  吹鳴 休止
第2信号	水防団体及び消防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○ ○—○—○	5秒  6秒
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒  5秒
第4信号	必要と認める区域者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	1分 5秒 1分  1分 5秒 1分
備 考		1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。	

## 7 公費負担

(1) 法第28条により公用負担の権限を有する水防管理者又は消防機関の長にあっては、身分を示す証明書、これらの者の委任を受けた者にあっては、次の証明書を携行し、必要がある場合には、これを提出しなければならない。

<p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">公 用 負 担 命 令 権 限 証</p> <p style="margin-left: 100px;">岩舟町消防団</p> <p style="margin-left: 100px;">何 某</p> <p>右の者に〇〇区域における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 岩舟町長 <span style="float: right;">印</span></p>
--

(2) 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次の証票を2通作成してその1通を目的物所有者又は管理者若しくはこれに準ずべき者に交付しなければならない。

<p>第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">負担者氏名</p> <p>物件数量 負担内容 (使用 収容 処分) 期間概要</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者岩舟町長 <span style="float: right;">印</span> 事務取扱者職名 <span style="float: right;">印</span></p>
--

前記権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償するものとする。

#### 8 避難のための立退き

- (1) 法第29条の規定により、町長又はその命を受けた職員は、必要があるときは、ラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。
- (2) 町長は立退きを指示したときは栃木警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- (3) 町長が居住者に対して行う避難のための計画は、次のとおりである。

河川名	立退区域	立退先	立退経路	誘導者	立退順位
三杉川	田代 中妻 上耕地 西耕地 石橋	小野寺北小	その場所の状況に応じて、適切に指導する。	消防団員	その状況に応じて適切に指導する。
	小名路 下岡 上岡 古江1、2	小野寺南小			

#### 9 水防の解除

町長は、水防警報解除のあったとき又は河川水位が警報水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、栃木土木事務所長にその旨を報告するものとする。

## 第11 決壊時の処置

### 1 通報処置

堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長は法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

### 2 決壊後の処理

消防は、決壊後といえども、できる限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

## 第12 協力応援

### 1 水防管理団体の協力応援

(1) 隣接市町の水防に関する消防機関の相互協力に関して、町長はあらかじめ次の事項を協定しておく、応援等の必要が生じたときは、隣接市町長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。

(2) (1)により消防機関の応援を要請した場合は、栃木土木事務所を経由して知事（県河川課長）にその旨報告するものとする。

ア 応援要請に関すること。

イ 応援隊の編成集合に関すること。

ウ 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送方法に関すること。

エ 経費の負担区分に関すること。

オ 応援隊の任務分担、輸送給食（宿泊）等に関すること。

カ その他必要な事項

(3) 隣接市町の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときは勿論、その他の場合においても(1)の協力により相互に応援するほかに、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

(4) (3)の応援にあたっては、応援要請した先の水防管理者の所轄のもとに努めて隊組織をもって行動するものとする。

(5) 応援又は援助協力のために要した費用の負担については、あらかじめ相互協定（協議）により定めるものとするが、協議が整わない場合は、知事にこれらの調停を要請するものとする。

### 2 自衛隊の協力応援要請

町長は、水防上自衛隊の救護が必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により知事（県河川課）に派遣を要請することができる。

(1) 派遣要請の目的

(2) 派遣要請の人員、車両、資器材等

(3) 派遣要請の場所又は区域

## 第13 水防報告

### 1 報告

町長は、洪水による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

(1) 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

## (2) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに、知事の定める様式（被害状況報告書）により報告を行うものとする。ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

ア 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

イ 集団被害については、その状況と対策の概要

## (3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（栃木土木事務所経由）を行うものとする。

## 2 水防活動実績報告

水防が終結したときは、町長は知事の定める様式（水防活動実績報告書）により知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実績報告書を提出するものとする。

## 3 被害調査

被害調査のため、受持区域分担を次のとおり定める。

区 域	主調査担当者	副調査担当者	報 告 先	連 絡 方 法	備 考
第1分団区域内	第1分団長	第1分団各部長	町役場	電話又は伝令	
第2分団区域内	第2分団長	第2分団各部長	〃	〃	
第3分団区域内	第3分団長	第3分団各部長	〃	〃	

## 第14 その他

### 1 水防訓練

水防訓練を実施しようとするとき、及び実施したときは、次の事項を栃木土木事務所を経由の上、知事に報告するものとする。

#### (1) 実施する場合

ア 月日時

イ 場所

ウ 河川名

エ 主催

オ 実施予定工法

#### (2) 実施した場合

ア 月日時

イ 場所

ウ 河川名

エ 実施工法

オ 参加人員

カ 使用資材数量

キ 使用資材見積書

# 岩舟町水防協議会条例

(昭和56年6月24日)  
条例第5号

(趣旨)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第5項の規定による岩舟町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 協議会は、会長1人、委員若干名をもって組織する。

(会長)

第3条 会長は水防管理者をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてこれを免じ、又は解職することができる。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第7条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会に書記若干名を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(報酬等)

第9条 会長及び委員の費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年岩舟町条例第8号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めたもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年岩舟町条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

---

---

# 岩 舟 町 地 域 防 災 計 画

平成19年 3 月発行

編 集 岩舟町防災会議

発 行 岩 舟 町

印 刷 (株)きょうせい

〒329-4392  
栃木県下都賀郡岩舟町大字静 5 1 3 2 番地 2  
T E L 0282-55-7752 (総務課)

---

---